

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆今年も労働保険年度更新の時期になりました！

そもそも「労働保険の年度更新」とは？

労働保険の年度更新とは、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 15 条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 19 条）の手続きのことを指します。

労働保険の保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間（＝「保険年度」）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

令和 4 年度の年度更新は？

2022 年 3 月のニュースレター第 101 号でもご案内いたしました通り、雇用保険法の改正により令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日の期間と、令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の期間の 2 段階で雇用保険料が変更になります。※図 1

そのため令和 4 年度の概算保険料は、

- ・ 4 月 1 日～9 月 30 日の概算保険料
- ・ 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の概算保険料

それぞれを別々に算出し、合計額を年度更新期間中に申告・納付することになっています。

【申告納付期間】

6 月 1 日（水）～7 月 11 日（水）

参考 URL：

厚生労働省「令和 4 年度労働保険の年度更新期間について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

（※図 1） <令和 4 年度の雇用保険料率>

（赤字は変更部分）

○令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 9 月 30 日

負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
事業の種類					
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

（枠内の下段は令和 3 年度の雇用保険料率）

○令和 4 年 10 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日

負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
事業の種類					
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養蠶、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

◆算定基礎届の提出も間近となりました！

そもそも「算定基礎届」って？

健康保険および厚生年金保険の被保険者および 70 歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7 月 1 日現在で使用している全被保険者の 3 カ月間（4 月～6 月）の報酬月額を算定基礎届により届出し、この内容に基づき毎年 1 回、標準報酬月額を決定し直します。

決定し直された標準報酬月額は、原則 9 月から翌年 8 月までの 1 年間適用されます。

提出期間は毎年 7 月 1 日～7 月 10 日となり、

6 月上旬～6 月下旬ごろに年金事務所から「算定基礎届」が送付されます。

こちら書類が届きましたら、弊社担当へお渡しください。

6 月の労務スケジュール

6/1～7/11 労働保険の年度更新手続き

6/1～7/15 高年齢者雇用状況報告書の提出

障害者雇用状況報告書の提出

～6/10 源泉の徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

～6/30 社会保険（健康保険・厚生年金保険）料の納付

賞与支払届の提出

参考 URL：日本年金機構

「定時決定（算定基礎届）」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.html>

トピックス

◇今年も労働保険年度更新の時期になりました！

◇算定基礎届の提出も間近になりました！

◇今月の労務スケジュール

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿
1-34-13
第一貝塚ビル302号

TEL：
03-6709-8919



編集担当：奥田
編集責任者：勝山